

# 岡山県立水島工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

本校は全県学区の学校であり、生徒は県内50～60校の中学校から入学している。そのため、1学年では、些細なからかいやトラブルが毎年数件発生している。しかし、学年が進むにつれその件数は減少している。  
また、ネットパトロールでは、月に数件のSNS等への不適切な書き込みなど、軽微な指導を要する生徒がいる。  
現在、生徒課、教育相談課、保健室、担任など関係部署が連携をとり、気になる生徒の情報を共有し、些細なからかいやいじめを見逃さない体制を取っている。  
今後は、SNSの利用やネットいじめも含め、更に早期発見、適切な対処のための教職員研修を充実させていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置し、生徒指導方針やいじめ防止の基本方針を全ての教職員・保護者に周知とともに、関係部署が連携し生徒指導体制や教育相談体制を確立する。
  - ・情報技術基礎等の科目をとおして、情報及び情報手段を活用する能力やモラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめ未然防止に向け、特別活動をとおしてコミュニケーション能力を育てるとともに、集団の中で互いに認め合い、心の通じ合うあたたかな人間関係をつくる。
  - ・生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や面接を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、得られた情報を教職員間で共通理解を図る。
- ＜重点となる取組＞
- ・教職員の資質能力向上のため、いじめとその対処方法に関する教員研修を実施する。
  - ・生徒の人権意識、生命尊重の態度、自己指導能力の育成のための取組を行い、安心安全な学校を目指す。
  - ・いじめ未然防止に向けては、保護者の協力が必要不可欠である。そこで、保護者と連携した取組を展開する。

### 保護者・地域との連携

#### ＜連携の内容＞

- ・PTA総会や保護者懇談会、学校ホームページやメルマガで、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責務、家庭教育の大切さ等を周知し、保護者や地域の理解を得る。
- ・入学式、保護者懇談会等で生徒・保護者に対して教育相談課の役割について説明をし、生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・学校評議委員会にて、本校の生徒指導方針やいじめ防止の基本方針を伝え、生徒の校外での情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞  
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。また、相談・通報窓口、発生したいじめの情報収集と記録等、事案へ対応する。
- ＜対策委員会の開催時期＞  
・年2回開催
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞  
・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- ＜構成メンバー＞  
・校外スクールカウンセラー  
・校内副校長、教頭、主幹教諭、教務課長、生徒指導主事(生徒課長)、生活指導主任、人権教育委員長、教育相談課長、情報管理室長、各専門科長、学年主任、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### ＜連携機関名＞

- ・県教育委員会
- ・ネットパトロールによる監視

#### ＜学校側の窓口＞

- ・副校长、教頭

#### ＜連携機関名＞

- ・倉敷警察署 中島交番
- ・近隣幼小中学校

#### ・倉敷青少年育成センター

#### ・倉敷サポートセンター

#### ＜連携の内容＞

- ・倉敷第一中学校区生徒指導連絡協議会(年3回)での情報交換
- ・中島交番連絡協議会(年4回)での地域安全パトロール隊等と情報交換
- ・地域合同補導(月1回)
- ・列車補導(年8回)

#### ＜学校側の窓口＞

- ・生徒課長

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

#### (生徒の人権意識の向上)

人権教育委員会や校内の関係部署が連携し、人権意識を高め、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする態度を育成する。

①

#### (生徒会活動・学校行事)

生徒会活動や学校行事をとおして、コミュニケーション能力を育てるとともに、集団の中で互いに認め合い、心の通じ合うあたたかな人間関係をつくる。

いじめの防止

#### (教職員の指導力の向上)

人権教育委員会や校内の関係部署が連携し、研修会などを開催し教員の資質・指導力の向上を図るとともに、体罰のない人権に配慮した教科指導・生徒指導を実践する。

#### (情報モラル教育)

ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する指導を行う。

#### (教職員による観察や情報交換)

日頃から生徒を見守り、生徒の示す変化や危険信号も見逃さないようにする。また、気付いたことは、些細なことでも担任や学年主任と情報を共有し、報告・連絡・相談を欠かさない。また、各学期の教科担任会議で情報交換、情報共有を行う。

②

#### (定期的なアンケート調査等の実施)

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や面接を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、アンケート結果を検討し、必要に応じて適切に対処する。

早期発見

#### (外部機関との連携)

児童相談所や倉敷こども相談センター等の外部機関、スタンバイ(STANDBY)を通じて報告された内容について、速やかにかつ適切に対処する。

#### (校内の教育相談体制の活用)

教育相談体制を生徒・保護者に対して周知し、生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。

#### (家庭への啓発)

気にかかる生徒においては、家庭との連絡を密にし、いじめ未然防止に向けた啓発を行う。

③

#### (いじめの有無の確認)

いじめが発覚したり相談を受けた場合、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で対処し、速やかにいじめの有無の確認を行う。

#### (いじめへの組織的対応の検討)

いじめが発覚した場合は、迅速に校長に報告し、校長の判断で「いじめ対策委員会」を緊急招集し、今後の指導方針を立て組織的な対処にあたる。

いじめへの対処

#### (いじめられた生徒とその保護者への支援)

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、「最後まで守り抜くこと」など、最優先に当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。あわせて、ある程度の期間、継続的な面談を実施し、いじめに係る行為や心身の苦痛が無いか確認を行う。

#### (いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言)

いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、当該生徒に対する適切な指導を行う。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。